

令和2年2月26日

各施設長・事業所長・管理者 様

京都市子ども若者はぐくみ局  
幼保総合支援室  
民営保育施設課長  
(民営保育施設担当☎：251-2390)

## 新型コロナウイルスの感染拡大防止のための留意点について

平素は、本市の保育行政に御協力・御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、報道にもあったとおり、2月22日、東京都において、施設の職員が新型コロナウイルスに感染する事例が発生しました。

については、各施設においては、1月23日、1月29日付け(30日、2月3日、及び14日及び20日付けで送付した改定版含む)、2月18日付けでお伝えした新型コロナウイルスの対応に沿って御対応いただくことはもちろん、感染拡大防止の観点から、**別紙1**(令和2年2月25日付け厚労省事務連絡「保育所等における感染拡大防止のための留意点について」)に沿った取扱いを徹底し、職員や保護者、さらには、その同居する家族等へ周知等を図っていただくようお願いいたします。

なお、次に掲げるケースが生じた場合は、幼保総合支援室(民営保育施設担当：075-251-2390)まで報告いただきますようお願いいたします。

### <報告事項>

#### 1 自宅待機を要請したケース

- (1) 新型コロナウイルス感染症の症状が出ていないものの、「湖北省又は浙江省から帰国した方」又は「湖北省又は浙江省在住の方や湖北省又は浙江省から帰国した方と濃厚な接触があった方」として、自宅待機を要請しているケース
- (2) 上記(1)には該当しないものの、以下症状のため、自宅待機を要請しているケース
  - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている方  
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様)
  - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

#### 2 発熱(37.5度以上)等があり休んだケース **新規**

発熱や呼吸器症状が認められる場合において、休んだ職員又は利用を断った児童

#### 3 医療機関を受診したケース

新型コロナウイルス感染症の疑いがあり、「帰国者・接触者相談センター」へ相談のうえ、医療機関を受診したケース

#### 4 発症したケース

医療機関へ受診した結果、新型コロナウイルス感染症の発症が確認されたケース

#### 5 その他 **新規**

新型コロナウイルス感染症への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなるケース(**別紙2**(令和2年2月25日付け厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて」)参照)

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 25 日

都道府県  
各 指定都市  
中核市  
保 育 担 当 部 (局)  
地域子ども・子育て支援事業担当部 (局)  
御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

#### 保育所等における感染拡大防止のための留意点について

保育所等（児童厚生施設、認可外保育施設及び問い合わせ欄に記載の地域子ども・子育て支援事業を含む。以下同じ。）の子どもや職員（以下「子ども等」とする。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「保育所における感染症対策ガイドライン」や「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和 2 年 2 月 13 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」（令和 2 年 2 月 18 日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）などでお示したところであるが、保育所等における感染拡大を防止する観点から、罹患が確認されない子ども等についても、別紙の点に留意されたい。

## 保育所等における感染拡大防止のための留意点

(職員等について)

- 保育所等の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱（37.5 度以上の発熱をいう。以下同じ。）や呼吸器症状（以下「発熱等」という。）が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底する。保育所等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。

ここでいう職員とは、子どもに直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含むものとする。

委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合には立ち入りを断ること。

- 該当する職員については、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。

(子どもについて)

- 保育所等の登園に当たっては、登園前に、子ども本人・家族又は職員が必要に応じて本人の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。

過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該子どもの健康状態に留意すること。

上記にかかわらず、病児保育事業の利用について妨げるものではないが、当該子どもの保育所等が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休園を実施している場合等については、感染の状況や受診した医師の診断を参考に、利用の可否について、慎重に判断すること。

- 市区町村や保育所等においては、都道府県等や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で保育所等において必要な対応がとられるように努めるものとする。

○本件についての問合せ先

(新型コロナウイルス関連肺炎についての厚生労働省電話相談窓口)

TEL : 0120-565653 (フリーダイヤル)

※受付時間 9時00分～21時00分 (土日・祝日も実施)

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4854, 4839)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : [hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp)

(認可外保育施設について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線4838)

FAX : 03-3595-2313

E-mail : [ninkagaihoiku@mhlw.go.jp](mailto:ninkagaihoiku@mhlw.go.jp)

(児童厚生施設、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : [clubsenmon@mhlw.go.jp](mailto:clubsenmon@mhlw.go.jp)

事務連絡  
令和2年2月25日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right)$  保育主管部（局）

厚生労働省子ども家庭局保育課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて

今般、「社会福祉施設等における職員の確保について」（令和2年2月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室等連名事務連絡）に基づき、職員の確保が困難な施設がある場合については、他施設等からの職員の応援が確保されるよう必要な対応をお願いしているところです。

今後、新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことが出来なくなるなどの場合が考えられますが、人員、設備等の基準の適用については、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲でご配慮いただきますよう、関係市区町村や保育所等、保育関係団体に周知を図るようお願いいたします。